

18 歳未満対象

補装具費の支給(補装具の購入・修理)についてのご案内

補装具を購入・修理する場合は、基準に基づき補装具費が支給されます。

事前に障害福祉課 児童・障害児支援グループにご相談ください。

1. 対象児童

- ・身体障害者手帳をお持ちの方、難病の方。
- ・指定育成医療機関の医師の意見書(処方箋)により判定します。

※18歳以上の方は、東京都心身障害者福祉センターでの判定が必要となる場合があります。

2.対象とならない場合

- ・医療保険、介護保険、労災等の他の制度で貸与・給付される場合
- ・申請前に補装具を購入・修理した場合

3.補装具の種類

対象者	補装具の種類
視覚障害	視覚障害者安全杖、義眼、矯正眼鏡、コンタクトレンズ、遮光眼鏡、弱視眼鏡
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	<u>義手、義足、下肢装具、上肢装具、体幹装具、座位保持装置</u> 、車いす、電動車いす、 <u>歩行器</u> 、歩行補助杖（T字・棒状除く）、 <u>重度心身障害者用意志伝達装置</u> （ <u>座位保持いす</u> 、起立保持具、頭部保持具、排便補助具は18歳未満の方）
内部障害	車いす、歩行補助杖（T字・棒状除く）

《借受けについて》

下線がついている品目は借受け（レンタル）が利用できる場合があります。身体の成長や障害の進行等により短期での交換が見込まれる場合等に適しています。詳しくはご相談ください。

4. 費用

- ・原則として費用の1割を自己負担していただきます。（負担上限月額37,200円）
- ・対象児童の属する世帯が、生活保護受給世帯または、区民税非課税世帯の場合は、自己負担はありません。
- ・デザイン・形状等により基準額を超過する場合は、超過額は全額自己負担となります。

18 歳未満対象

5. 手続きの流れ

1、相談

児童・障害児支援グループに相談ください。
担当者は 〇〇 〇〇 です。

2、書類準備

【必要書類】

- ☐ 身体障害者福祉法の指定医師が作成した補装具費支給意見書
- ☐ 指定自立支援医療機関の医師が作成した補装具費支給意見書
- ☐ 見積書

3、申請

担当窓口で補装具費支給の手続きをします。
☐ 補装具費支給申請書（兼税務調査同意書）
☐ 補装具業者が作成した見積書
☐ 意見書 〇〇 〇〇 を窓口へ提出（郵便可）

4、支給決定

意見書と見積書を確認します。必要に応じて会議にはかります。

5、支給券発行

補装具費支給券、補装具費支給決定通知書を発行します。

6、補装具作成

（オーダーメイドの場合）

補装具業者と契約し、補装具の作成をします。

7、補装具受け取り

補装具を受け取ります。補装具費支給券の表面の受領者氏名と裏の委任状に記名・押印し、利用者負担額の支払い時に業者にお渡しください。

8、請求

事業所が豊島区に費用の請求をします。

【問い合わせ先】

豊島区障害福祉課 児童・障害児支援グループ

住所：〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1（区役所4階）

TEL：03-4566-2451